

ご存じですか？

マイナンバーカードが令和3年3月（予定）から
健康保険証として利用できるようになります

【お問合せ先】住民福祉課 住民係

【電話番号】62-9112

医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーにかざすだけ！
カードの顔写真を機器で確認します。

※顔写真は機器に保存されません。

令和3年3月(※1)から、マイナンバーカードが保険証（社会保険・国民健康保険・後期高齢者医療保険等）として利用できるようになります。利用登録をすると、健康保険の加入や切り替えの手続き後に、健康保険証の交付を待たずにマイナンバーカードで医療機関を受診できるようになるほか、マイナポータルで健診情報や薬剤情報等を見ることができず。

●初回登録（保険証としての登録）が必要です

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、あらかじめ初回登録を済ませておく必要があります。スマートフォンや読み取り機器をお持ちでない方は、住民福祉課住民係（1階①番窓口）で手続きできますので、お気軽にご相談ください。

マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン、またはパソコン+ICカードリーダーをお持ちの方は、以下の方法で簡単に登録できますので、ぜひお試しください。

利用申込はカンタン！ 今すぐ申込可能

まずは必要なものをチェック！

1. 申込者本人のマイナンバーカード
+あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号（数字4桁）
2. マイナンバーカード読取対応のスマホ（又はPC+ICカードリーダー）
3. 「マイナポータルAP」のインストール

STEP1 ブラウザで「マイナポータル」と検索し、マイナポータルへアクセスする。

※「マイナポータルAP」は閉じてください。

STEP2 「健康保険証利用の申込」の「利用を申し込む」をクリックする。

STEP3 利用規約等を確認して、同意する。

※併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。

STEP4 マイナンバーカードを読み取る。

数字 4 桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマホにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを押します。

申し込み完了

(※1) 医療機関・薬局によって開始時期が異なります。利用できる医療機関・薬局については、今後、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表予定です。

●保険証利用にはメリットがたくさん！

就職・転職・引越しをしても健康保険証としてずっと使える！

※医療保険者への届出は引き続き必要です。

あなたが同意をすれば、初めての医療機関等でも、今までに使った正確な薬の情報が医師等と共有できる！

マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費情報が見られる！

マイナポータルを通じた医療費情報の自動入力で、確定申告の医療費控除がカンタンに！

限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額以上の支払いが免除される！

※マイナンバーカードに保険証の機能も持たせるものであり、現在の保険証が使えなくなるわけではありません。

※マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合も、健康保険の保険者(国民健康保険、健康保険組合、共済組合等)が変更となる場合は、加入・脱退等の手続きが必要です。

●マイナンバーカードを作りましょう！

保険証利用を含め、今後はマイナンバーカードを生活の中で活用する機会がどんどん増えていきます。

現在、マイナンバーカードの発行は申請から 1 か月程度かかっており、今後も交付窓口の混雑が予想されます。いざ使いたいときのため、早めの交付申請をお願いします。

役場の開庁時間に来庁が難しい方は、毎月第 1 週の火曜日に窓口業務延長日（午後 5 時 15 分～午後 7 時）を設けておりますのでご利用ください。ぜひこの機会にマイナンバーカードを作りましょう。

◆これからのマイナンバーカード窓口業務延長日

【日 時】

- ・令和3年1月5日（火）午後5時15分～7時
- ・令和3年2月2日（火）午後5時15分～7時
- ・令和3年3月2日（火）午後5時15分～7時

【注 意】

- ・本人確認書類を忘れずお持ちください
- ・カードの受け取りは午後6時30分までです

マイナンバーカード用の顔写真を撮影します

マイナンバーカード発行を希望される方を対象に、マイナンバーカード用の顔写真を無料で撮影しています。

【場 所】 役場1階 ①番窓口（住民福祉課 住民係）

【手数料】 無料

【持ち物】 本人確認書類（免許証・パスポートなど）

富士見町役場へのお問合せ

◆マイナンバーカード・窓口延長について

【お問合せ先】 住民福祉課 住民係

【電話番号】 62-9112

◆国民健康保険・後期高齢者医療保険について

【お問合せ先】 住民福祉課国保年金係

【電話番号】 62-9111

健康保険証利用申込のお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4-2」の順にお進みください。

受付時間（年末年始を除く）

平 日：午前9時30分～午後8時

土日祝：午前9時30分～午後5時30分

令和2年度 町政功労者表彰

【お問合せ先】 総務課 庶務人事係

【電話番号】 62-9322

11月2日に、令和2年度町政功労者表彰式が行われました。富士見町の振興に尽力され、顕著な功績のあった方や公益に寄与された4名の方が表彰されました。(藤沢さんは欠席)

◆根田 快正 (御射山神戸)

保護司として23年にわたり更生活動を続け、犯罪のない地域社会づくり、民生行政向上に貢献された。

◆名取 圭一 (木の間)

私財をふるさと納税制度(富士見町ガバメントクラウドファンディング)により町に寄附され、町の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に貢献された。

◆中田 久美 (高森)

私財を小中学校運動用具購入資金として寄付され、コロナ禍で活動制約を受ける子どもたちの激励のために貢献された。

◆藤沢 昭和 (東京都)

私財をふるさと納税制度(ふるさとみらい寄附金)により町に寄附され、町の自然環境と産業文化、教育福祉に貢献された。

(順不同・敬称略)

公共施設等総合管理計画の説明会を開催します

【お問合せ先】 総務課 企画統計係

【電話番号】 62-9332

町の公共施設や上下水道等のインフラの、将来的な更新費用や修繕等の実施方針についての計画をお伝えする説明会を、以下の日程で開催します。

開催日 時間 会場

12月20日(日) 午後1時～ 町民センター2階会議室

12月21日(月) 午後7時～ 町民センター2階会議室

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、日程が変更または中止となる場合があります ※

令和3年 成人式のお知らせ

【お問合せ先】 生涯学習課 生涯学習係 (コミュニティ・プラザ内)

【電話番号】 62-7900

【期日】令和3年1月10日（日）

【時間】受付：午後1時30分～

写真撮影：午後2時～

式典：午後2時20分～

【会場】町民センター 体育室

※例年と会場が異なりますのでご注意ください

【対象者】平成12年4月2日～平成13年4月1日までに生まれた方
対象者には10月中旬以降に通知を発送しました。

通知が届かない方で出席希望の方は係までご連絡ください。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となる場合があります ※

国保だより

社会保険の扶養家族に該当しませんか？

【お問合せ先】住民福祉課 国保年金係

【電話番号】62-9111

社会保険などの健康保険に加入されている方の扶養家族は、その健康保険に加入することができます。

町の国民健康保険には扶養という制度がなく、0歳から74歳まで一律に保険料がかかりますが、社会保険の

保険料は被扶養者が増えても金額が変わりません（※）。

社会保険に被扶養者として加入できるかどうかは、生活の実態や実情により各保険者が総合的に判断しますので、加入を希望する健康保険の担当者にご相談ください。

※40歳から64歳の方は、介護保険料を徴収されることがあります。

75歳以上の方は、「後期高齢者医療制度」の被保険者となるため、社会保険の扶養には入られません。

■ 扶養者の認定

扶養者と認められるためには、基準を満たす必要があります。

○被扶養者の範囲（被保険者との関係により、同居の要否が異なります）

（1）被保険者と同居していなくてもよい方

…配偶者（内縁も含む）、子、孫、弟妹、父母、祖父母などの直系尊属

（2）被保険者と同居していることが必要な方

…（1）以外の3親等内の親族、内縁関係の配偶者の父母および子

○収入要件（保険者によって異なる場合があります）

年間の収入が130万円未満（60歳以上または障がい者の場合は、年間収入が180万円未

満 かつ

同居の場合：収入が扶養者（被保険者）の年間収入の半分未満

別居の場合：収入が扶養者（被保険者）からの仕送り額未満

●社会保険に被扶養者として加入した場合は、国民健康保険の資格を喪失する手続きが必要です

【場所】住民福祉課 国保年金係（1階②番窓口）

【持ち物】新しい社会保険などの健康保険証（加入した全員のもの）、今まで使っていた国民健康保険証、マイナンバーカードまたは通知カード、印鑑

※通知カードの場合は、届出（申請）者の本人確認書類（運転免許証等）も必要です。

年金だより

年金生活者支援給付金制度のお知らせ

【お問合せ先】住民福祉課 国保年金係

【電話番号】62-9111

岡谷年金事務所

【電話番号】23-3661

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乘せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。

【対象者】

① 老齢基礎年金を受給している方で、以下の要件をすべて満たしている方

- ・ 65 歳以上
- ・ 世帯員全員の住民税が非課税
- ・ 前年の年金収入額とその他所得額の合計が約 88 万円以下

② 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方で、前年の所得額が約 462 万円以下の方

【請求手続き】

①新たに年金生活者支援給付金を受け取る方

今回初めて対象となる方には、日本年金機構より請求手続きのご案内が送付されていますので、同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。

令和 3 年 2 月 1 日までに請求手続きが完了しますと、令和 2 年 8 月分からさかのぼって受け取ることができます。

②年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて、年金事務所または住民福祉課 国保年金係（1階②番窓口）で
手続

きをしてください。

①の方は、請求手続きはお早めに！
不審な電話や案内にはご注意ください

住民税・所得税の申告情報（第1回）

【お問合せ先】財務課 町民税係

【電話番号】62-9122

諏訪税務署

【電話番号】52-1390

年が明ければ申告時期となります。今月号より、3回にわたって申告に関する情報をお届けしますので、今から必要な書類等をご確認いただき、申告のご準備をお願いします。

所得税還付申告は、令和3年1月から諏訪税務署で申告書を提出することができます。申告期間中はどの会場も大変混雑しますので早めの申告をおすすめします。

1 マイナンバー（個人番号）関係

平成28年分以降の確定申告書等の提出から、本人および扶養親族等のマイナンバー（個人番号）の記載、番号確認書類および本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

【本人確認 関係】

○マイナンバーカード（写真付きのもの）をお持ちの方
マイナンバーカードまたはその写しをご用意ください。

○マイナンバーカードをお持ちでない方

下の①、②からそれぞれ1点ずつ（写し可）をご用意ください。

①通知カードまたは住民票の写し（マイナンバーの記載があるもの）

②運転免許証または身体障害者手帳、パスポート、在留カードなどの本人確認書類（顔写真付きでない本人確認書類を提出する場合は、“公的医療保険者証と年金手帳”など2種類以上が必要です。）

【配偶者・扶養親族・専従者 関係】

○控除対象配偶者および扶養親族、専従者のマイナンバーも必要です

写しの添付は必要ありませんが、申告書へマイナンバーの記載が必要です。マイナンバーカード、通知カード、住民票等によりマイナンバーの確認をお願いします。

2 収入・所得に関する証明書や書類

○給与・賃金や公的年金に関するもの

- ・「給与所得の源泉徴収票」・「公的年金等の源泉徴収票」などの原本

給与等の支払者（事業所等）や、日本年金機構（旧社会保険庁）等の支払者から受け取った原本が必要です。（「年金振込通知書」や「年金額改定通知書」ではありません）

○雑所得・事業所得に関するもの

・「シルバー人材センターの配分金支払証明書」・「個人年金支払証明書」・「収支内訳書」など事業を営まれている方（営業・農業・不動産）は、総収入金額および必要経費の内訳を記載した収支内訳書を申告書と一緒に提出してください。

○生命保険や学資保険等の満期や解約返戻に関するもの

- ・「生命保険契約等に基づく一時金の支払証明書」
- ・「損害保険契約等に基づく満期返戻金の支払証明書」など

生命保険や損害保険の満期や解約等により保険金を受け取った場合は、所得税や住民税の課税対象となる場合があります。なお、契約金の受取人・保険料負担者・被保険者との関係により、税の種類が異なります。

3 所得から控除されるものに関する証明書や書類

○社会保険料控除に関するもの

- ・「国民年金保険料及び国民年金基金の掛け金の支払証明書」
- ・「国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付済額のお知らせ」

各保険の加入者（国保の場合は世帯主）へ、2月上旬までに役場から「納付済額のお知らせ」を送付します。

○生命保険料（一般・介護医療・個人年金）や地震保険料控除に関するもの

- ・「年間支払額等の証明書」

保険会社から契約者宛に送付されます。地震保険は、一つの損害保険に「地震等損害契約」と「長期損害契約」の両方がある場合、本人の選択によりいずれか一方のみが適用となります。

○医療費控除に関するもの

医療費控除は年末調整で適用を受けられないため、控除を受ける方は確定申告をする必要があります。

平成29年～令和3年分の申告について、医療費控除の特例としてセルフメディケーション税制の適用ができます。従来の医療費控除制度との併用はできませんので、どちらを適用するか選択してください。

医療費控除

・医師・歯科医師による診察や治療の費用、また、医療や治療のための医薬品の購入が10万円または所得の5%を超えると高額療養費や入院費給付金等の保険金などにより補てんされた金額がある場合は、支払った医療費から差し引きます。小・中・高校生の保

除診療による医療費は、福祉医療特別給付金制度などによって控除の対象とならない場合があります。

セルフメディケーション税制

・申告者が健康の維持増進および疾病の予防への一定の取り組みを行っており、特定の一般医薬品（スイッチ OTC 医薬品）等購入費が 1 万 2 千円を超えるとき

〈一定の取り組みとは〉

- ・健康保険組合・市町村国保等が実施する健康診査
（人間ドック、各種検診等）
- ・予防接種（定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種）
- ・勤務先で実施する定期健康診断（事業主検診）
- ・特定健康診査（メタボ検診）又は特定保健指導
- ・市町村が実施するがん検診

※いずれか一つに該当

【医療費控除により控除を受ける場合】

- ・医療保険者が発行する「医療費通知」
- ・令和 2 年中に支払った医療費や薬代のレシートまたは領収書、介護サービスの費用の領収書から作成した「医療費控除の明細書」

（介護保険制度のもとで受けられるサービスには、医療費控除の対象とならないものもあります。詳しくは、

利用した施設や住民福祉課介護高齢者係（【電話番号】62-9133）へお問い合わせください。）

【セルフメディケーション税制による控除を受ける場合】

- ・一定の取り組みを受けた結果、発行される「領収書」または「結果通知表」
（氏名、一定の取り組みを行った年、保険者・事業者もしくは市町村の名称、医療機関の名称もしくは医師の氏名が記載されたもの）
- ・令和 2 年中に支払った、特定一般医薬品（スイッチ OTC 医薬品）等のレシートまたは領収書から作成した

「セルフメディケーション税制の明細書」

（レシートまたは領収書に商品名、金額、セルフメディケーション税制対象商品であること、販売店名、購入日が記載されたもの）

※具体的な品目一覧は、厚生労働省のホームページに掲載されている「対象品目一覧」をご確認ください。

◆医療費控除に使用したレシートまたは領収書は、確定申告期限等から 5 年間ご自宅等で保管してください。

○配偶者控除、扶養控除、障害者控除に関するもの

配偶者、子ども、両親等を養っている方で、以下の条件を満たす場合には、控除が受けられます。控除を受ける場合は、扶養している方の所得額等の確認を必ずお願いします。また、申告の際には扶養している方のマイナンバー（個人番号）の記載が必要ですので、ご用意ください。

令和2年12月31日現在で生計を一にしている

扶養している方の年間の合計所得が48万円以下

他の方の扶養や控除対象配偶者になっていない（重複して控除は受けられません）

扶養している方が青色・白色事業専従者となっていない

・「障害者控除対象者認定書」で障害者控除を受ける方は、住民福祉課介護高齢者係で発行される認定書を毎年必ず財務課町民税係まで提出してください。

農業所得に係る農業収支内訳書および償却資産（固定資産税）申告書作成指導会を開催します

【お問合せ先】 財務課 町民税係

【電話番号】 62-9122

財務課 資産税係

【電話番号】 62-9124

【対象者】

○農業収支内訳書作成にご不明な点があり、お困りの方

※青色申告者の方は対象外です。

○事業（農業・営業・不動産）を営んでいる方で、減価償却資産をお持ちの方

【期日】

令和3年1月18日（月） 富士見地区・境地区

1月19日（火） 乙事・落合地区

1月20日（水） 立沢 ※この日は午前の部のみ行います。

※人数調整のため期日を地区別としていますが、ご都合の良い日に参加いただけます。

【受付時間】

午前の部 午前9時～11時

午後の部 午後1時～3時

※までに受付を済ませてください。

【会場】

役場1階 101・102 会議室

【持ち物】

- (1) 収支内訳書、月別農業収支一覧表（自分で作成したもの）
- (2) 収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）
- (3) 農機具等使用機械の詳細（名称、数量、取得年月日、購入価格等を記載したもの）
- (4) 出荷伝票、収受通知書、農業用の預貯金通帳、中山間・補助金等の収入がわかるもの、領収書
- (5) 償却資産申告書（12月に送付されるもの）
- (6) 印鑑（認印）
- (7) その他必要と思われるもの

【その他】

- ・収入金額や必要経費を記載した「月割農業収支一覧表」を必ず作成し、ご持参ください。
- ※お持ちいただいた帳簿等の作成が不十分の場合、相談をお受けできません。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、収支内訳書は自分でできる範囲で作成してください。相談時間の短縮にご協力をお願いします。
- ※ご自身で農業収支内訳書および償却資産申告書の作成ができる方の参加はご遠慮ください。
- ・大変混み合いますので、時間に余裕をもってお越しください。
- ※会場にお越しの際は、マスクの着用にご協力をお願いいたします。
- ・預貯金通帳は必ず前日までの記帳を済ませたものをご持参ください。
- ・事業（農業・営業・不動産）の収支内訳書または決算書の中で減価償却資産として計上した資産は、固定資産税における償却資産として毎年1月末日までに申告が必要です。

スマホ・パソコンで確定申告ができるID・パスワード発行会を開催します

【お問合せ先】 諏訪税務署 個人課税部門

【電話番号】 57-5211

「ID・パスワード」を取得すれば、マイナンバーカードやICカードリーダーがなくても、スマートフォンやご自宅のパソコンからe-Tax（電子申告）できます。また、源泉徴収票、医療費領収証、本人確認書類などの添付書類は提出不要になります。この機会に便利なID・パスワードの取得をご検討ください。

【日時】

12月21日（月）午前10時～午後4時

【会場】

コミュニティ・プラザ2階

【持ち物】

- ・申請者ご本人の運転免許証などの本人確認書類
- ・既に ID（利用者識別番号）をお持ちの方は、その番号が分かる書類

※代理申請はできません。必ず申請者ご本人がお越しください。

インターネットでお手軽申告

ID・パスワードをお持ちの方は、スマートフォンやパソコンから、確定申告が簡単に行えます。ぜひご利用ください

固定資産税の償却資産申告書をご提出ください

【お問合せ先】財務課 資産税係

【電話番号】62-9124

令和3年度 申告書受付期間：令和3年1月4日（月）から1月31日（日）

固定資産税は土地および家屋の他に償却資産の所有者にも課税され、事業（農業・営業・不動産等）を行っている方は、その年の1月1日現在に所有する償却資産を申告することとなっています。（地方税法第383条第1項）

●償却資産とは

会社や工場、商店などの経営や、農業を営んでいる個人や法人が事業のために用いる以下①～④の資産のうち、土地や家屋以外で、その減価償却費（額）が法人税法または所得税法の計算上、必要な経費に算入されるもの（減価償却費として計上するもの）をいいます。ただし、無形減価償却資産（鉱業権、漁業権など）や自動車税・軽自動車税の課税対象となる車両等は除かれます。

資産の種類 主な償却資産の例

- | | |
|------------|------------------------------|
| ① 構築物 | 外構工事（門、フェンス、駐車場など）、パイプハウス など |
| ② 機械および装置 | 太陽光発電設備、加工・製造機械、農機具類 など |
| ③ 車両および運搬具 | 構内運搬車、大型特殊自動車 など |
| ④ 工具および器具 | エアコン（ビルドインを除く）、パソコン等OA機器 など |

●太陽光発電設備について

事業者は発電量にかかわらず申告対象となります。

なお、個人の場合も、売電方法や発電量により申告が必要です。

●申告書の提出について

- ・12月中旬頃、資産の申告が必要な事業所または事業所得者に申告書を送付します。

令和3年1月1日現在の状況を償却資産申告書に記入し、ご提出をお願いします。

- ・新規に事業を始めた方や、申告書が手元に届かない方はご連絡ください。
- ・電子申告については、地方税電子化協議会のホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧ください。

「新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置に関する申告書」につきましては、申告書に必要書類（収入減を証する書類、特例対象家屋の事業用割合を示す書類など、認定経営革新等支援機関等による確認を得た書類の写し）を添付し、償却資産申告書と一緒にご提出ください。

農地の利用意向調査にご協力をお願いします

【お問合せ先】農業委員会事務局

【電話番号】62-9234

富士見町農業委員会では、毎年1回、町内全ての農地について利用状況調査を行っています。その結果をもとに、遊休農地（耕作をされていないと思われる農地）の所有者へ「農地利用意向調査書」を送付させていただきますので、調査にご協力をお願いします。

遊休農地は、農業委員会の目視により判断をしています。耕作をしているにも関わらず、誤って遊休農地と判断された場合には、その旨をお知らせください。

◆利用意向調査とは？

この調査は、「農地法」に基づき、遊休農地の発生防止・解消を図るため、遊休農地の所有者から、今後の利用方法の意向を確認するものです。

◆農地中間管理機構とは？

機構は農地中間管理事業に関する法律に基づく公的機関です。耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、経営規模拡大を希望する担い手等に貸し付けを行います。ただし、機構事業規程に基づき事業を進めており、希望された全ての農地を借り受けられるものではありません。

「ヘルプマーク」をご存じですか？

【お問合せ先】住民福祉課 社会福祉係

【電話番号】62-9144

ヘルプマークとは、「援助が必要な方」のためのマークです。

障がいや持病のある方、または妊娠初期の方の中には、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方がいます。そのような方々が援助を得やすくなるよう、周囲に知ら

せる意思表示のサインとして普及しているマークです。

このマークを見かけた場合は、席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。ヘルプマークは、援助を必要としている方へ役場にて配布をしています。障害者手帳の有無は問いませんので、ご希望の方はお問い合わせください。

●障がい者に関するマークを知ろう

このマークを見かけた場合には、配慮についてご理解、ご協力をお願いします。

身体障害者標識

肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付されている人の車に表示するマークです。

聴覚障害者標識

聴覚障がいであることを理由に運転免許に条件を付されている人の車に表示するマークです。

ハート・プラスマーク

外見では分かりにくい身体内部に障がいがある人を表すマークです。

耳マーク

聞こえが不自由なことを表すマークです。また聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。

※この他にも、障がい者に対応した設備や取り組み、ルールなどがあることを示したマークがあります。

●12月3日から9日は「障がい者週間」です

障がいの種類や程度はひとりひとり違います。そして、障がいは事故や病気により誰にでも生じるものです。また、外見ではわからない不自由さを抱えている人もいます。この機会に障がい者福祉への理解と関心を深め、共にあらゆる分野への社会参加を積極的に推進しましょう。

日本赤十字社長野県支部より

安眠セット 300 セットが備蓄されました

【お問合せ先】 住民福祉課 社会福祉係

【電話番号】 62-9144

日本赤十字社長野県支部では、災害用救援物資の整備事業を行っており、県内 22 カ所で、毛布 11,089 枚、緊急セット 6,025 セット、安眠セット 8,372 セット、タオルケット 1,300 枚が備蓄されています。

現在、富士見町分区には災害用毛布 500 枚が備蓄されていますが、今回新たに「安眠セット」300 セットが役場に備蓄されました。「安眠セット」はマットレスやアイマスク、空気枕などがセットになっており、避難所での生活の支援となるものです。
この活動は、皆様からいただいた「日赤活動資金」により行われています。皆様のご協力に感謝いたします。

町営住宅入居者募集

【お問合せ先】総務課 管財係

【電話番号】62-9325

●住宅の概要（募集戸数：4 戸）

住宅名 構造等 規格 家賃 所在地等

富里公営住宅 A-305 号 中耐 3 階建（3 階部）平成 12 年度建築 2DKY
17,700 円～34,800 円 富士見町落合 11227-32 富士見駅より南へ約 600m

富里公営住宅 B-103 号 中耐 3 階建（1 階部）平成 11 年度建築 3DKY
21,400 円～42,000 円 富士見町落合 11227-172 富士見駅より南へ約 600m

一ツ藪公営住宅 2 号・3 号簡易耐火平家建 昭和 56 年度建築 3DKY
12,300 円～24,200 円 富士見町富士見 3250-1 富士見高校より西へ約 500m

D…ダイニング K…台所 Y…浴室（浴室給湯・浴槽付）

【募集期間】12 月 1 日(火)～12 月 14 日(月)

【申込方法】総務課管財係に備え付けまたは町ホームページ

(<https://www.town.fujimi.lg.jp/>) 内の申し込み用紙に記入し、必要書類を添えて提出してください。

【選考方法】公開抽選

【抽選日時】12 月 15 日（火） 午前 10 時～

【会場】役場 3 階 図書室

【入居日】原則として入居決定後 10 日以内

【入居資格】次の①～⑥の資格をすべて満たす方

①地方税を滞納していない方

②現に同居し、または同居しようとする親族があること

③公営住宅法による月収が規定の額以下の方

●一般世帯：158,000 円以下

●高齢者身体障がい者世帯等：214,000 円以下

④現に住宅に困窮していることが明らかな方（他の公営住宅入居者や持ち家がある方は不可）

⑤町内に住所または勤務先を有する方

⑥入居者および同居者が暴力団員ではないこと

—消費者見守り情報 No.116—

知らない人からのメールは無視！

【お問合せ先】茅野市消費生活センター

【電話番号】75-8188

長野県中信消費生活センター

【電話番号】0263-40-3660

住民福祉課 住民係

【電話番号】62-9112

★こんな相談

高齢女性の携帯電話に、知らない人から「1,850万円を譲る相手に選ばれました。手続きのためのお金を振り込んでください」というメールが届き、内容を信じた女性は2千円を振り込んだ。その後、追加で1万円を要求されたが手元になく、「1万円を振り込まないとお金がもらえない」と家族に相談があった。

★消費者へのアドバイス

携帯電話やスマートフォンには、様々な迷惑メール等が送られてきますが、メールの内容に従っても大金はもらえません。「知らない人からのメールは無視する」など、家族や周りの人とよく話し合っておきましょう。迷惑メールに関する設定も効果的です。

家族や周りの人は、変わった様子はないか気を配りましょう。同じ手口に何度もだまされる事例もあるため、繰り返し注意する必要があります。不安に思うことやトラブルがあった場合は、早めに消費生活センター等にご相談ください。一人での相談が難しい場合は、家族や周りの人が付き添いましょう。（消費者ホットライン☎188）

富士見町民憲章

わたくしたちは、秀麗富士を望み、雄大な八ヶ岳と眺望豊かな入笠山にいだかれた高原の町、富士見町民です。この限りなく美しく、厳しい自然の中に住むわたくしたちは、先人の心を受けつぎ、自然を愛し、豊かな調和のとれた田園の町の発展をめざして、この町民憲章をかかげます。

一 かけがえのない自然を守り、育てていく町民となろう。

一 心身を鍛え、明るく健康な町民となろう。

- 一 教養を高め、香り高い文化を創造する町民となろう。
- 一 仕事に誇りを持ち、産業の発展につくす町民となろう。
- 一 思いやりの輪をひろげ、住みよい郷土をつくる町民となろう。

富士見町第 180 号

教育委員会だより

～「教育のまち・子育てのまち・学び続けるまち富士見」を目指して～

児童クラブ入所者を募集します

【お問合せ先】 富士見町教育委員会 子ども課 子ども支援係

【電話番号】 62-9237

富士見・本郷・境小学校児童クラブの入所者を募集します。今年は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から入所説明会は行いませんので、入所を希望される方は、子ども課子ども支援係（役場 2 階⑩番窓口）までお越しくください。クラブ利用に当たっての留意事項の説明をお聞きの上で、申請書等をお受け取りください。

ご不明な点につきましては、お問い合わせください。

【対象児童】

1 年生から 6 年生までの児童で、保護者が就労等により日中家庭にいない児童

【開設日】

- ① 登校日（土・日・祝日を除く）
- ② 長期休業日 ・夏休み（土・日および 8 月 13 日～8 月 16 日を除く）
 - ・年末年始休み（土・日および 12 月 29 日～1 月 3 日を除く）
 - ・春休み（土・日および 3 月 31 日を除く）
- ③ 計画休業日

【開設時間】

登校日 下校時～午後 6 時 45 分まで

休業日 午前 8 時～午後 6 時 45 分まで

（夏休み、年末年始休み、春休み、計画休業日）

【書類提出期限】

令和 3 年 1 月 29 日（金）まで

【提出先】

子ども課 子ども支援係（役場 2 階⑩番窓口）

※学校・保育園への提出はできません。

International Day（インターナショナルデー）

本郷小学校のインターナショナルデーが10月28日に行われました。

この日はそれぞれの学級にELT（English Language Teacher）が入り、5・6年生の教室では、ELTが英語で自己紹介をしたり、母国の文化を紹介したりしました。子ども達もELTに英語で質問をしたり、クイズに答えたりしました。

英語絵本の読み聞かせがあったり、給食のメニュー放送をELTが行ったりと、英語に親しんだ1日でした。

11月定例教育委員会報告

11月12日に開催された11月定例教育委員会で協議した主な内容をお知らせします。

議決事項

- ・富士見町児童クラブ設置要綱の一部を改正する要綱他 → 全員一致で可決

報告事項

〈教育長より〉

- ・新型コロナウイルス感染症対応
- ・住民懇談会について（ICT教育の推進等）
- ・市町村教育委員会連絡会（11月）報告
（教職員の働き方改革、インクルーシブ教育、非違行為根絶等）

〈子ども課より〉

・コミュニティ・スクール進捗状況、南諏校長会報告・園長会報告、児童手当に係る学校給食費等の徴収について、12月補正予算

〈生涯学習課より〉

- ・諸事業について、12月補正予算

検討事項

- ・子どもの貧困対策
- ・公共施設個別施設計画（教育施設）について

〈その他〉

- ・教育委員活動報告、

11月～1月行事予定

*詳しくは町ホームページをご覧ください。

豆腐店見学（境小学校）

11月13日、境小学校の2年生が生活科で育てている大豆がどのように加工され、食卓に届いているのかを学ぶため、両国屋豆腐店で豆腐作りを見学しました。

煮えた大豆がおからと豆乳に分かれて出てくる様子や、豆乳ににがりを入れると固まっ

ていく様子など、豆腐作りの工程を間近で見せてもらい、分かりやすくていねいに教えてもらいました。子ども達は質問をたくさんして、聞いたことをしっかりメモにとりました。できたての豆腐も見せてもらうことができました。

これから2年生も学校で豆腐作りをする予定です。

保育園 七五三お参り

11月13日、町内の保育園では、近くの神社に七五三のお参りに出かけました。

富士見保育園は、園児100名ほどが秋葉神社へ行きました。

区の方がお宮の戸を開けて、色とりどりの風船を飾って来ていました。

区長さんが、子ども達の健やかな成長を願ってお祓いをしてくださり、みんなでお参りをしました。

はじめの一步 Part 12 子どもの感情「いやいや」「ぐずぐず」と、どう付き合う？

お母さん方から、「朝、忙しいのに全然ご飯を食べてくれず遊びだしたり、ふらふらしたり…ダメだよと、言うとうずうずになってしまうし、ほんとイライラします」「私が忙しいときに限ってぐずぐず言うので、怒っちゃいます…そして、後で反省します…」等、様々な話が聞かれます。日々の生活の中で、お父さん、お母さんは子どもの「いやいや」「ぐずぐず」に付き合うのは大変です。「もう少し、親の気持ちを察してよ…忙しいんだから…」「いいかげんにして…」と、放っておく…心に余裕がないと…分かってはいるのに…等々親側の心の声ですね。こんな時、子ども側はどんな気持ち？「いやいや」「ぐずぐず」の感情を思いきりぶつけ、何とかしてほしいSOSかも。自分では処理できない、立ち直れない気持ちで助けを求めているかもしれません。

昔から子育てにおいてスキンシップは大事と言われています。子どもの機嫌が良い時に一緒に遊んだり、抱っこをしたりは親も子も気分よく満たされた時間になります。ところが「いやいや」「ぐずぐず」している子どもに対しては、抱っこしたり、スキンシップをとったりするのは、簡単ではないように思います。

「いいかげんにしなさい」と、ついつい放っておいたりもするでしょう。まだまだ、感情のコントロールが未熟な乳幼児期の子どもにとって、放って置かれたり、強い言葉を放たれたり、不安感、恐怖心が強く残るのではないかと思います。楽しいときの感情は親子で共有できますが、問題が起きた時はお互いの感情を共有するのは難しいですね。それでも、問題が起こった時こそ抱きしめて受容してあげましょう。「〇〇したかったんだね」「悲しかったね」「〇〇で怒ったんだね」等、子どもの感情を言葉にして、根気よく付き合っていくことが大事ではないかと思います。抱きしめられて安心し、落ち着いたところで話をすると、案外スムーズに話を聞いてくれるかもしれません。それらの経験、積み重ねが感情のコントロールの基礎を培っていくものと思います。

くらしの情報

お知らせ

道路除雪作業にご理解・ご協力をお願いします

【お問合せ先】建設課 建設係

【電話番号】62-9212

町では、主要な幹線道路の除雪作業を建設業者に委託し実施していますが、町だけでは十分な対応ができません。区・集落内の道路や通学路など、交通の安全を確保するために皆さまのご協力をお願いします。

《除雪等の出動の目安》

建設業者による除雪は、積雪量が10 cmを超えた時、または10 cmを超えると予想される場合に実施します。

《地域の皆様・事業者様へお願い》

■町で除雪する路線以外の生活道路（道路・歩道・横断歩道橋・通学路等）は、各区・集落、地域、PTAの皆さまのご協力により除雪をお願いします。

■各区・集落、地域における雪捨て場の確保をお願いします。

■除雪により玄関先に寄せられた雪は、付近の皆さままで適宜、お寄いただくようお願いします。

相談・募集

行政書士・社会保険労務士による無料相談会を開催します

【お問合せ先】長野県行政書士会 諏訪支部

【電話番号】57-5503

年金や相続に関することなど、日ごろの心配事は何でもご相談ください。秘密は堅く守られます。

●日時 12月12日（土）午前10時～午後4時

●会場 すわっちゃオ3階 第3会議室

（諏訪市諏訪1丁目6番1号）

○相談無料、予約不要です。

放送大学4月入学生を募集します

【お問合せ先】放送大学長野学習センター

【電話番号】58-2332

放送大学はテレビ・インターネットで授業を行う通信制の大学です。働きながら大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で幅広い世代の方が学んでいます。

ただいま令和3年4月入学生を募集しています。詳しい資料を送付しますので、お気軽にお問い合わせください。

●出願期間

令和3年3月16日（火）まで

※インターネット出願も受付中

公共職業訓練 令和3年1月生を募集

【お問合せ先】ポリテクセンター松本

【電話番号】58-3392

●対象 ハローワークに求職申込みをしている方

●申込先 ハローワーク諏訪

●申込締切 12月15日（火）

●訓練期間 1月5日から6月29日まで
（6か月間）

●場 所 ポリテクセンター松本（松本市寿北7-17-1）

●募集コース

- ・ CAD／NC技術科
- ・ 金属加工科
- ・ 電気設備技術科
- ・ 機械NC技術科

●定 員 各科15人（金属加工科 と機械NC技術科は12人）

●受講料 無料

※テキスト代および作業服代等は 自己負担

○毎月火曜日3回、午後1時30分から施設見学会を行っています。お気軽にご参加ください。

学生寮 長善館 令和3年度入館生募集

【お問合せ先】公益財団法人 諏訪郷友会

【電話番号】27-0625

諏訪郷友会では、諏訪地方出身者の交流と、郷里出身学徒の育成のため、学生寮「長善館」の令和3年度入館生を募集しています。

【応募資格】 長野県出身で4・6年生大学へ進学予定の男子学生

- 【募集人数】 約 10 名
- 【入館費用】 入館金 40,000 円、館費月額 55,000 円
- 【選考方法】 提出書類審査と面接選考
- 【面接会場】 諏訪市、松本市、長野市等で開催
- 【アクセス】

京王線仙川駅から徒歩 7 分周辺施設が充実しながらも緑豊かな文教地区にあります
※入館についてなど、詳細は「長善館」ホームページをご覧ください。

イベント

クリスマス ロビーコンサート

- 【お問合せ先】 富士見町図書館
- 【電話番号】 62-7930

ジャズアレンジの讃美歌などで、一足早いクリスマスのひとときをお楽しみください。

- 日時 12 月 12 日（土）午後 2 時～（約 40 分）
- 会 場 コミュニティ・プラザ 1 階ロビー
- 演奏者 B E T A F O U R
（ベータ 4）
- 曲 目 「星の世界」「可愛い花」など全 7 曲を予定

科学のとびら「クリスマス用 LED ランプを作ろう」

- 【お問合せ先】 富士見町図書館
- 【電話番号】 62-7930

キラキラきれいな LED ランプを作ります。

- 日時 12 月 13 日（日）午前 10 時～正午
 - 会 場 コミュニティ・プラザ 2 階 大会議室
 - 定 員 親子 15 組
- ※子どもは一組 2 名まで
- 講 師 赤坂行男 先生（信濃境）
- 新型コロナウイルス感染症対策のため、マスク着用・手指消毒・体温測定 をお願いします。

クリスマスおはなし会

- 【お問合せ先】 富士見町図書館

【電話番号】 62-7930

クリスマスにちなんだ読みきかせや、パネルシアターがあります。サンタさんからのプレゼントもあります。

- 日時 12月19日（土）午前11時～
- 会場 コミュニティ・プラザ2階 大会議室
- 協力 ふじみ子どもの本の会 地域おこし協力隊
- 参加無料、申込不要です。

空き家の情報提供にご協力ください

【お問合せ先】総務課 企画統計係（移住・定住相談チーム）

【電話番号】 62-9332

【メール】 kikakutoukei@town.fujimi.lg.jp

町では、転居等で空き家となった町内の物件を募集し、移住や定住を希望される方へ情報提供しています。物件のご相談・ご案内は役場職員が行い、細部の相談や賃貸・売買に関する契約に至った場合は、長野県宅地建物取引業協会諏訪支部富士見分会が手続きを行います。

富士見町内で空き家等の情報をお持ちの方は、ぜひ情報をお寄せください。

こんなお悩みありませんか？

空き家のままでも誰も困らないでしょう？

富士男さんは、相続で空き家を所有することになりましたが、相続した空き家は敷地が広いうえにだいぶ古く、傷みも進んでいます。また、コロナの影響で、なかなか空き家の管理に帰ることができません。

富士男さん 空き家の管理に全然行ってないけど、ご近所に迷惑かけてないかな。

息子 だれからも苦情の電話が来てないから大丈夫だよ。

妻 家はうちのものだし、田舎だから好きなようにしていいんじゃない？

田舎だから好きなようにしていても構わない？ そんなことはありません。家は自分の財産だし、朽ちても自分で責任を取ればいい。そう考える気持ちはよくわかります。

しかし、空き家のせいで、周りが迷惑している事例はたくさんあります。

ガラスが割れ、壁が崩れ、敷地の雑草が伸び、庭木が折れている、見るからに荒れた空き家は、

周囲の景観を損ね治安に悪影響を及ぼすため、近所の皆さんはとても困っています。老朽化した空き家の壁が剥がれて、隣の家や道路を通行する人々に危険を及ぼす可能性もあります。富士見町には「空き家改修支援事業」や「住宅リフォーム支援事業」等、空き家対策の支援が充実しています。まずは気軽にご相談ください。

ふじみまち通信

町内の活動や情報、イベントなどをご紹介します。

防災コラム「ソナエル」

【お問合せ先】総務課 防災・危機管理係

【電話番号】62-9326

ご存じですか？ 「防災士」

防災士とは、

「“自助”“共助”“協働”を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを日本防災士機構が認証した人」のことです。

(認定特定非営利活動法人 日本防災士機構ホームページより)

「防災士」は民間資格であり、活動はあくまでも自発的なボランティア活動ですが、自治体や自主防災組織、学校、職場等に防災士を配置する動きが各地で広がっており、防災分野で注目されている資格のひとつです。

富士見町でも、自主防災組織強化の一環として、地域防災の核となる人材を育成すべく、防災士資格取得支援制度づくりを進めています。

「食育推進チーム」だより

【お問合せ先】住民福祉課 保健予防係

【電話番号】62-9134

“一緒に食べよう！主食・主菜・副菜のそろった食事”

献立の基本は主食・主菜・副菜です。塩のとり過ぎを防ぐため、汁物は毎食つけなくてもかまいません。

献立を考える時は、配膳図を思い浮かべて料理を組み合わせるように生徒に伝えていきます。また、いろいろな食品を使うと、さらに栄養バランスがよくなります。「あれを食べないと」と頑張るよりも、様々な種類の食品を食べることを心掛けましょう。

香りもおいしい さばのカレームニエル

〈材料〉(2人分)

- ・さば切り身(塩気のないもの) … 2切
- ・塩…ひとつまみ
- ・こしょう…少々
- ・しょうゆ…小さじ 1/2
- ・油…小さじ 1
- ・カレー粉…2~3 振り
- ・小麦粉…小さじ 2 強

〈作り方〉

1. さばに塩、こしょう、しょうゆで下味を付ける。
2. カレー粉と小麦粉を混ぜてさばにまぶし、油をひいたフライパンでこんがり焼く。フライパンで焦げ目をつけるのがポイント。カレー味で食べやすい一品です。

富士見町無料職業紹介所だより

【お問合せ先】産業課 商工観光係

【電話番号】62-9342

新規募集企業一覧(10月1日~10月31日受付分)

【登録 No.】51

【業務の内容】観光案内業務、高速バスの発券、特産品の販売、イベントの実施等

【賃金】時給 880 円

【勤務時間】午前 8 時 30 分~午後 5 時

【事業所名】富士見町観光協会兼案内所

※「紹介状」を発行しますので、まずは紹介所へご連絡ください。

富士見町では、事業所から求人情報の受付を行い、順次、職業紹介所で紹介・あっせんしています。

上記以外にも多くの求人募集が出ています。詳細等は、特設ホームページまたは産業課商工観光係(2階⑫番窓口)でご確認ください。

○特設ホームページ

<https://www.town.fujimi.lg.jp/site/jobinformation/?=qr>

※求人が終了している場合があります。あらかじめご了承ください。

10月1日から最低賃金が改正されています

時間給：849円

最低賃金はすべての労働者に適応されます。ご自身の賃金について、見直してみませんか

こんにちは 包括支援センターです

【お問合せ先】 地域包括支援センター

【電話番号】 62-8200

免疫力を高める習慣

寒い季節になると、新型コロナウイルスの他、インフルエンザウイルス、ノロウイルスなどの感染症に注意が必要となります。様々な病気の予防は、免疫力を高めることが大切です。

○免疫力を高める習慣

- ・適度な運動
- ・前向きな思考
- ・体を温める
- ・規則正しい生活
- ・野菜や良質のたんぱく質が摂れる食事
(肉・魚・大豆・乳製品)

免疫力は日中の活動中に高まり、夜になると低下します。決まった時間に起きて食事を取り、体を動かすようにしましょう。

○免疫力を下げる習慣

- ・激しすぎる運動
- ・悲観的な思考
- ・精神的ストレス
- ・不活動
- ・昼夜逆転／睡眠不足
- ・過度のアルコール／喫煙

寒い時期は、自宅でできる簡単な体操から体を動かしてみましよう。

「年の暮れ みんなでつくろう 安心の町」

～年末特別警戒運動を実施します～

【お問合せ先】 富士見消防署

【電話番号】 61-0119

富士見町交番

【電話番号】 62-2034

年末をむかえ、強盗等の凶悪犯罪や子ども・女性を対象とした犯罪、年末年始で留守となる家を狙った空き巣などの犯罪が増える時期です。

12月15日(火)から31日(木)にかけて、犯罪を抑止する年末特別警戒運動を実施します。地域の安全は地域のみみんなで守りましょう。犯罪のない明るい社会のため、ご協力をお願いします。

●運動の重点

- 1 特殊詐欺被害の防止
- 2 金融機関やコンビニ等を対象とした強盗事件の防止
- 3 空き巣や、蔵、農機具小屋への忍び込みなどの侵入犯罪の防止

だまされないで！『預貯金詐欺』にご注意ください

警察官や銀行協会職員等を名乗り、「あなたの口座が犯罪に利用されています。キャッシュカードの交換手続きが必要です。」などと言って、キャッシュカード、クレジットカード、預貯金通帳等をだまし取る手口が確認されています。

不審な電話や郵便物が届いた時は、家族や警察に相談し被害にあわないようにしましょう。

年末の交通安全運動を実施します

～12月15日(火) から 31日(木)～

【お問合せ先】建設課 都市計画係

【電話番号】62-9216

交通事故防止を徹底するため、長野県では「年末の交通安全運動」を実施します。

広告

●運動の重点

- 1 特殊詐欺被害の防止
- 2 金融機関やコンビニ等を対象とした強盗事件の防止
- 3 空き巣や、蔵、農機具小屋への忍び込みなどの侵入犯罪の防止町消防団による年末夜警

●運動の重点

① 夕暮れ時・夜間の事故とスリップ事故の防止

▶歩行者は、反射材や自発光材を積極的に活用しましょう。

▶路面が積雪・凍結している場所では、あらかじめ速度を落とし、前の車と十分な車間を保ちましょう。

② 自転車の安全利用と横断歩道の安全確保

▶自転車利用者は、自転車の通行ルールを守るとともに、命を守るためにヘルメットを着用しましょう。

▶運転者は、横断歩道手前で減速して歩行者の有無を確認し、歩行者がいたら必ず一時停止しましょう。

③ 高齢運転者の交通事故防止

▶高齢になるにしたがい、反射神経や視野等の身体機能が変化します。丁寧な安全確認

を心掛けましょう。

▶運転に不安を感じたら、家族や安全運転相談窓口にご相談しましょう。

④ 飲酒運転四（し）ない運動の実践・あおり運転の防止

▶「飲んだら乗らない」「乗るなら飲まない」「乗る人には飲ませない」「飲んだ人には運転させない」

▶あおり運転は重大事故につながる悪質で危険な行為です。思いやり・ゆずり合いの交通マナーを実践しましょう。

【中小法人・個人事業者のための】

持続化給付金

国では、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくための給付金を支給しています。

申請の締め切りが近くなっていますので、以下に当てはまる方で、申請を希望される方はご確認ください。

【対象者】以下の全てに該当する方

- ① ひと月の売上が前年同月比で 50 パーセント以上減少した方
- ② 2019 年以前から事業による事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思がある方
- ③ 法人の場合は、次のいずれかに当てはまる方
 - ・資本金等の総額が 10 億円未満
 - ・定めがない場合、常時使用する従業員の数が 2,000 人以下

※創業者特例もあります。詳細はお問い合わせください。

【給付額】

中小法人等 上限 200 万円

個人事業者等 上限 100 万円

【申請期間】

令和 3 年 1 月 1 5 日（金）まで ※電子申請のみ

●ご不明な点がございましたらご相談ください

・申請方法や給付金額の算出方法等 専門コールセンター

【電話番号】 0120-279-292 または

【電話番号】 03-6832-6631 （IP 電話専用回線）

産業課 商工観光係

【電話番号】 62-9342

【富士見町内事業者のための】

富士見町持続化給付金追加支援事業

【お問合せ先】 産業課 商工観光係

【電話番号】 62-9342

町では、新型コロナウイルス感染症に対する経済対策として、国の持続化給付金を給付された方を対象に、給付金の上乗せ事業を行っています。

【対象者】

- ①国の持続化給付金を給付された方
- ②法人の場合は、町内に本店所在地の法人登記が行われている方
個人事業者の場合は、町内に住所を有する方
- ③町税等の滞納が無い方

【給付額】

国の持続化給付金で給付された金額に 2/10 を乗じた金額以内で最大 20 万円まで

【申請期間】

令和 3 年 3 月 3 1 日（水）まで

【申請方法】

役場担当窓口（2階⑫番窓口）または、町ホームページ※にて申請書等を入手後、添付書類を確認のうえ、提出ください。

※ホームページ：<https://www.town.fujimi.lg.jp/page/jizokukakyuuhukin-tuikasien.html>

まちの「話題」や「イベント」をご紹介します

NewsFujimi

■10月21日（水）交通死亡事故ゼロ 1,000 日表彰

富士見町では平成 29 年 10 月以来、交通死亡事故が発生していないとして、県交通安全推進本部より表彰されました。1,000 日達成は 1991 年以来 29 年ぶりです。

これからもルールを守り、交通安全に努めましょう。

■10月10日（土）～18日（日）ふじみ縄文ハロウィン Week

17 日（土）に開催された射的や工作イベント、この期間だけの特別メニューを購入した方からは、地元商店街でのイベントを楽しむ声が聞こえてきました。

■10月26日～11月1日住民懇談会

町政を説明し、町民の皆さまからのご意見や提案をいただく住民懇談会を、町内5会場で開催しました。

新型コロナウイルス感染症対策のため、検温・消毒・マスク着用等、様々なお願いがある中ではありましたが、大勢の方に足をお運びいただき、たくさんの声を集めることができた有意義な懇談会となりました。

ご参加いただきありがとうございました。

姉妹町 西伊豆だより

第16回西伊豆町ふるさとまつりを開催しました

11月8日に、黄金崎クリスタルパークで「第16回西伊豆町ふるさとまつり」が開催され、特産品や地場産品を使った料理などがテイクアウト限定で販売されました。

出店していただいた富士見町のブースは、富士見町の新鮮な野菜などが手に入れられることから、毎年楽しみにしている方も多く、開店時間前からたくさんの人が並びました。

富士見町の皆様、今年も西伊豆町のふるさとまつりにお越しいただき、ありがとうございました。

【お問合せ先】西伊豆町役場 まちづくり課 企画調整係

【電話番号】0558-52-1966

◆町の人口と世帯数 令和2年11月1日現在（前月比）

住民基本台帳人口 男性 7,048人（+1） 女性 7,343人（-5）

合計 14,391人（-4） 世帯 6,034世帯（+13）

◆発行日 令和2年12月1日

◆編集・発行 富士見町 総務課

〒399-0292 長野県諏訪郡富士見町落合10777

【電話番号】0266-62-2250(代)

【FAX番号】0266-62-4481

◆ホームページ <https://www.town.fujimi.lg.jp/>

◆Eメール fujimi@town.fujimi.lg.jp

◆印刷 有限会社富士見印刷